

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第115号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年6月7日 07時30分ごろ
発生場所	山口県萩市見島北方沖 見島北灯台から真方位346°49海里付近 （概位 北緯35°35.0′ 東経130°53.5′）
事故等調査の経過	平成25年9月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五良栄丸、56トン
船舶番号、船舶所有者等	YG2-7592（漁船登録番号）、有限会社第五良栄丸
乗組員等に関する情報	機関長、六級海技士（機関）（機関限定）
死傷者等	なし
損傷	たわみ軸継手のピン及びボルトが破断
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、見島北方沖で操業中、平成25年6月7日07時30分ごろ、機関に異常振動が発生したため、主機を停止した。 船長は、機関の振動状況から操業を中止し、僚船に救援を依頼した。 本船は、僚船にえい航され、8日00時10分ごろ萩市萩港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	主機は、フライホイールとクラッチとの間にたわみ軸継手が設けられており、フライホイールとたわみ軸継手が、16個のゴム製ピンで連結されていた。 たわみ軸継手とクラッチ入力軸は、各8本のボルトと鋼製ピンで連結されていたが、本インシデント後、全て破断していることが、確認された。 本船は、船舶所有者が平成4年ごろ中古で購入し、たわみ軸継手については、機関整備業者が、フライホイールとたわみ軸継手を連結しているゴム製ピンが異常摩耗していたとき、同ピンを交換したことがあったが、たわみ軸継手とクラッチの入力軸とを連結しているボルト及びピンは、取り外して点検されたことがなく、本船購入当時のものであった。 本船は、これまでに何度かプロペラにロープや漁網を巻いたことが

	あった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、見島北方沖で操業中、たわみ軸継手のボルト及びピンが破断したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 たわみ軸継手は、フライホイールと連結しているゴム製ピンの異常摩耗により、クラッチ入力軸と連結しているボルト及びピンに過大なせん断荷重が作用して亀裂を生じ、その亀裂を起点に疲労破壊が進展して破断した可能性があると考えられるが、破断に至った詳細な要因を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、見島北方沖で操業中、たわみ軸継手のボルト及びピンが破断したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・たわみ軸継手のピン、ボルト等は、定期的に点検すること。